

## 公害の防止の方法

### 指導基準の対応状況

( ○ :対応している、×対応していない、 今後対応を行う、 - 該当しない)

対応状況	指導基準
	1 作業は可能な限り屋内で行うこと。
	2 車両の出入口は、住宅側から離れた位置に設けること。
	3 フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
	4 車両のバックブザーは、危険が発生しない範囲で鳴らさないこと。
	5 停車中の車両のエンジンは停止させること。
	6 資材等が落下する音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材(ゴムマット等)を敷く こと。
	7 早朝及び夜間並びに日曜日及び休日の作業は控えること。
	8 騒音及び振動を低減させる作業方法、使用方法を作業者等に徹底すること。
	9 作業者等の話し声の大きさに注意すること。
	10 著しい騒音及び振動が発生する作業は、住宅側から離れた場所で行うこと。
	11 資材等の積み降ろしは、静かに行うこと。
	12 出入りする車両の通行時間、速度規制及び運搬経路を検討し、公害の防止に努めること。
	13 資材等が互いに衝突する音に注意すること。
	14看板を設置し、作業者等に騒音及び振動の防止を啓発すること。

### その他事業所独自で行っている公害防止対策

--